

2018年11月6日

Japan tax alert

EY税理士法人

日本と米国、国別報告書の情報交換取決めに署名

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

日本と米国の権限ある当局は、2018年10月12日に国別報告書(CbCR)の交換のための取決めに署名しました。取決めは同日に発効しました。

CbCR交換の範囲と時期

日本の国税庁と米国内国歳入庁(IRS)は、受領したCbCRの内容にグループ企業の1社以上が他方の国の居住者であることが示されている場合、各CbCRを交換します。CbCRの交換は、毎年自動的に行われます。最初に想定された交換は、多国籍企業(MNE)グループの2016年6月30日以降に開始する事業年度に関して作成されたCbCRについて行われます。この最初の交換は、CbCRが関係するMNEグループの事業年度の最終日から18カ月以内に行わなければなりません。2017年6月30日以降に開始した事業年度を対象としたCbCRについては、可能な限り早期に、遅くとも該当する多国籍企業グループの事業年度末から15カ月以内に交換されます。

CbCRを日本国内で提出する必要なし

2016年4月1日以降開始される年度については、日本の国内法は、前年度の連結総売上高が1,000億円以上のMNEグループのCbCR関連義務を盛り込んでいます。該当するMNEグループに所属する日本の子会社又は恒久的施設は、各権限ある当局間の合意がない場合には、CbCRを国内で提出する必要があります。

CbCRの自動交換合意に署名した結果、米国に本拠を置く最終親会社がCbCRをIRSへ提出するので、米国に本社を持つMNEグループはCbCRを日本国内で提出する義務はありません。

2016年4月1日から6月30日までの間に開始する事業年度に関しては、日本と最終親会社が所在する国の権限ある当局間の適格な合意が無い場合に適用されるこの期間を対象とする免除措置のため、米国に本拠を置くMNEグループの日本子会社は日本国内でCbCRを提出する義務はありません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
カール グルンデル	パートナー	karl.gruendel@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181106

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

www.eytax.jp